

皆さんにお願いしたい 9つのこと

町だけの除雪には限度があるため、皆さんのご協力が必要です。
次のことに気を付けて、快適な冬を過ごしましょう。

1 除雪車に近寄らない

除雪車は、道路状況によって右側を走行しながら除雪する場合があります。近寄ると大変危険ですので絶対に近寄らないでください。また、除雪作業中は事故防止のため低速で走行します。通勤時間などに除雪する場合がありますので、時間に余裕をもっておでかけください。

2 宅地出入り口の除雪にご協力を

除雪車による除雪は、車道の雪を道路の両端にかき分けて、通行を確保するためのものです。そのため、住宅の前などに雪が残ります。住宅前や道路までの間口、ごみステーションなどは、各家庭、地域での除雪をお願いします。

3 物や宅地の雪を道路に出さない

道路内に障害物となる物を置くと、除雪作業の妨げや除雪車の故障の原因となります。また、宅地の雪を道路に出すと、道幅が狭くなったり路面がでこぼこになったりします。路面状態を悪化させ大変危険ですのでやめましょう。

4 路上駐車はやめましょう

路上駐車は除雪作業の大きな妨げになるだけでなく、事故を誘発する恐れがありますので絶対にやめましょう。また、救急車などの緊急車両が通れなくなります。

5 道路沿いの樹木の伐採等について

積雪などにより樹木の幹や枝が折れ、除雪作業や通行の妨げになることがあります。道路にはみ出た樹木の伐採や撤去については、土地の所有者が行ってください。

6 スノーポール、砂置き場を設置します

道路沿いにスノーポールを設置していますが、除雪作業の安全確保のために必要なものです。絶対に取り除かないでください。また、急な坂道などには砂置き場を設置しています。路面凍結時にご利用ください。

7 早めの冬タイヤ・チェーンの装着を

冬タイヤへの交換など、雪道への備えは万全ですか？まだ大丈夫という気持ちが重大な事故を招きます。早めの冬タイヤ・チェーン装着をお願いします。

8 屋根の雪は片づけましょう

屋根から道路に落ちた雪は通行の支障になります。屋根の雪止め設置をお願いします。また、定期的に除去し、落雪した時は、各家庭や地域の皆さんで協力して雪を片づけましょう。

9 通行は歩行者優先に

雪道は特に道路が狭くなります。児童・生徒や高齢者に配慮して通行しましょう。

町道以外の道路に関する問い合わせ先

- ▶ 国道 岩手河川国道事務所水沢国道維持出張所 (☎ 24-2187)
- ▶ 県道 県南広域振興局土木部 (☎ 22-2881)



除雪作業に

ご理解とご協力をお願いします

冬の季節がやってきました。町は、冬期間の交通確保のため降雪時に町道の除雪作業を行います。快適な道路環境の維持のために、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

町の除雪計画

本年度は、町道総延長550㌔のうち、約360㌔の除雪を計画しています。※交通量の多い幹線道路や宅地、除雪機械が入れる幅員の道路が対象です。
委託予定業者は14社で、路線ごとに除雪を担当します。そのため、一社あたりの除雪範囲が広範囲で長距離となっております。



大雪を除雪する除雪車

除雪車の出動基準

町道の除雪は、降雪が10センチ以上のときや吹き溜まり、シャーベツト状のときに出动します。

なお、雪の深さが10センチを超えていても、車両の通行などで既に踏み固まっている場合や気温が高く雪がすぐに溶けそうな場合は作業を行いません。

また、明け方から急に雪が降りだした場合など、除雪が間に合わないことや、通勤・通学の時間帯と重なり交通混雑・事故が心配される場合は、作業を見合わせる場合があります。

除雪できる道路と除雪できない道路

町は、町道（町で管理する道路）を除雪します。町で除雪できない道路は、次のとおりです。
▼ 国道、県道（国や県が管理している道路）
▼ 町が管理していない私道（住宅と住宅の間にある位置指定道路など）



地域ぐるみでの除雪にご協力をお願いします

町は、冬期間における安心・安全で円滑な道路確保のため、迅速な除雪作業に努めています。除雪機械の台数やそれを操作するオペレーター（運転手）、時間的な限界もあり、皆さんの要望の全てを町で行うことは難しい状況が続いています。

除雪路線以外の除雪は、「自助・共助・公助」のもと、皆さんによる「地域ぐるみ」での除雪にご理解・ご協力をお願いします。

町 都市建設課（内線2271）

除雪作業には地域の皆さんのご理解とご協力が必要です！

